

納入のご案内

1. 納期限 ・当月分を翌月10日（土日祝の場合は翌営業日）までに納入してください。

2. 納入場所

1. 銀行（全国にある本店・支店）

三井住友銀行 三菱UFJ銀行 りそな銀行 みずほ銀行 SBI新生銀行 百十四銀行
広島銀行 中国銀行 但馬銀行 池田泉州銀行 伊予銀行 四国銀行 山口銀行
阿波銀行 みなと銀行 関西みらい銀行 トマト銀行 山陰合同銀行 徳島大正銀行
京都銀行

2. 信用金庫（兵庫県内及び大阪府内にある本店・支店）

神戸信用金庫 兵庫信用金庫 日新信用金庫 淡路信用金庫 姫路信用金庫
播州信用金庫 尼崎信用金庫 中兵庫信用金庫 大阪信用金庫 西兵庫信用金庫

3. 信用組合等

兵庫県信用組合（兵庫県内にある本店・支店）

淡陽信用組合（兵庫県内にある本店・支店）

兵庫ひまわり信用組合 大阪協栄信用組合 兵庫県医療信用組合 近畿産業信用組合（神戸市内にある本店・支店）

兵庫六甲農業協同組合（兵庫県内にある本店・支店） 近畿労働金庫（神戸市内にある本店・支店）

なぎさ信用漁業協同組合連合会（明石市内にある本店・支店）

4. ゆうちょ銀行・郵便局

近畿2府4県（兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県）にあるゆうちょ銀行
・郵便局

（近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、指定通知書が必要です。）
神戸市ホームページよりダウンロードいただけます。

3. その他 ・納入金額を訂正する場合は、数字を二重線で抹消し、訂正印（社印または個人印）を押印のうえ訂正後の金額を記入してください。

・延滞金（地方税法326、同法附則3の2）が発生する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じて、納入税額に地方税法で定める割合で計算した額が加算されます。

・神戸市では、特別徴収の口座振替制度はありません。振替納付サービスがある金融機関もありますので、取引先金融機関におたずねください。